

# 令和5年氷川町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時：令和5年8月16日（水） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：13名

1番 金川 次男	2番 園田 昇	3番 橋本 淳一
4番 江崎 貴博	5番 入江 清満	6番 木村 和浩
7番 坂口 誠一	8番 中村 貢	9番 濱田 正澄
10番 宮崎 武士	11番 永田 裕二	12番 稲田 一
13番 井副 陽子	14番 欠席	

4. 出席農地利用最適化推進委員：11名

1番 稲田 誠	2番 欠席	3番 岩村 大祐
4番 緒方 眞二	5番 宇田 義生	6番 松本 荘一
7番 藤田 譲治	8番 野尻 一也	9番 本山 満
10番 木村 高雄	11番 吉田 稔	12番 欠席
13番 橋本 隆也		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

日程5. 議案審議

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第33号 氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第34号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第35号 農用地利用集積促進等計画書（配分）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 續 貴志

会計年度任用職員 大寺 玉緒

主事 上田 菜月

## 7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和5年氷川町農業委員会第8回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は坂口会長にお願いしたいと思います。

はじめに、坂口会長より挨拶をお願いいたします。

坂口会長 ——〈挨拶〉——

坂口議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、13番、井副委員、1番、金川委員を指名いたします。

つぎに、報告事項についてです。報告事項は1件です。報告(1)について事務局より説明願います。

大寺職員 ——〈報告事項(1)について説明〉——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(意見なし)

坂口議長 なにもないようですので、報告(1)についてはこれで終わります。

つぎに、議案審議です。

はじめに、議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。案件は4件です。まずはじめに、番号1について事務局より説明願います。

續係長 ——〈議案第30号、番号1について説明〉——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を園田委員よりお願いします。

園田委員 8月8日午前9時30分より申請者代理人立会のもと現地を確認しました。申請地は許可するに問題ありませんでしたので報告します。審議方よろしくお願いします。

坂口議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

坂口会長 異議もないようですので、議案第30号、番号1について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

坂口議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。  
つぎに、番号2について事務局より説明願います。

續係長 ——<議案第30号、番号1について説明>——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありました。現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を園田委員より願います。

園田委員 8月8日午前9時38分より申請者代理人立会のもと現地を確認しました。申請地は許可するに問題ありませんでしたので報告します。審議方よろしく願います。

坂口議長 ただいま現地確認報告がありました。何かご意見はありませんか。  
(異議なし)

坂口議長 異議もないようですので、議案第30号、番号2について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。  
(全員賛成)

坂口議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。  
つぎに、番号3について事務局より説明及び現地確認報告願います。

續係長 ——<議案第30号、番号3について説明>——

坂口議長 ただいま事務局より説明及び現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。  
(異議なし)

坂口議長 異議もないようですので、議案第30号、番号3について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。  
(全員賛成)

坂口議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。  
つぎに、番号4について事務局より説明願います。

續係長 ——<議案第30号、番号4について説明>——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありました。現地確認報告も済んでおりますので、現地確認報告を江崎委員より願います。

江崎委員 8月8日午前10時30分より申請者代理人立会のもと現地を確認いたしました。申請地は許可するに問題ありませんでしたので報告します。審議方よろしく願います。

坂口議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。  
(異議なし)

坂口議長 異議もないようですので、議案第30号、番号4について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。  
(全員賛成)

坂口議長 全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。

つづきまして、議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請を上程します。案件は 1 件です。事務局より説明願います。

續係長

——<議案第 31 号、番号 1 について説明>——

坂口議長

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を本山推進委員より願います。

本山推進員

現地確認報告をします。去る 8 月 7 日午前 10 時より申請者立会のもと現地を確認しました。申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが許可要件は満たしていると思われしますので審議方願います。

坂口議長

ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

坂口議長

ハウスを建てるときに、道路より高く建設した場合に、雨水の排水計画はどうなるのでしょうか。

續係長

転用許可では、排水計画を立てることが必要になりますが、ハウスは転用許可が必要ありませんので排水計画等も提出する必要はありません。

坂口議長

他にありませんか。

(異議なし)

坂口議長

異議もないようですので、議案第 31 号、番号 1 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

坂口議長

全員賛成です。よって本案は原案のとおり認めます。

つづきまして、議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について上程します。案件は 1 件です。事務局より説明願います。

續係長

——<議案第 32 号、番号 1 について説明>——

坂口議長

ただいま、事務局より説明がありましたが現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を吉田推進委員より願います。

吉田推進委員

現地確認報告をします。8 月 8 日午前 11 時より申請者立会のもと現地を確認しました。申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが許可要件は満たしていると思われしますので審議方願います。

坂口議長

ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

異議もないようですので、議案第 32 号、番号 1 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。

つづきまして、議案第 33 号、氷川町農用地利用集積計画(所有権移転)に関する件を上程します。事務局より説明願います。

續係長 ———<議案第 33 号について説明>———

坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法ですので認めたいと思いますが、何かご意見はありませんか。

園田委員 3 番と 4 番の譲渡人が同じ人ですが、10 a あたりの単価に差があります。どうしてでしょうか。

續係長 金額はあっせん会議の中で決定しております。金額に差がある理由としましては、3 番の農地の形が細長いことや、道が狭い、用水が不便であるとの理由からこの金額になっております。

坂口議長 他になにかありませんか。

(異議なし)

坂口議長 異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。

つづきまして、議案第 34 号、氷川町農用地利用集積計画(利用権設定)に関する件を上程します。事務局より説明願います。

大寺職員 ———<議案第 34 号について説明>———

坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法ですので認めたいと思いますが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

坂口議長 異議もないようですので本案は原案のとおり決定します。

つづきまして、議案第 35 号、農用地利用集積促進等計画書(配分)に関する件を上程します。事務局より説明願います。

———<議案第 35 号について説明>———

坂口議長 これは、バンク法第 19 条第 3 項において農業委員会の意見を聴取するものとなっております。何かご意見はありませんか。

(異議なし)

坂口議長 異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。

つぎに、その他の連絡事項についてです。事務局より説明願います。

坂梨事務局長 ———<事務連絡等について説明>———

坂口議長 委員の皆さまから何かありませんか。

それでは、閉会を行います。

永田副会長            以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後 2 時 43 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)